

## 令和4年度第2回高松市入札監視委員会の結果について

- 1 開催日時 令和4年10月25日(火) 午前9時30分から午前10時50分まで
- 2 開催場所 高松市役所 3階 32会議室
- 3 出席者 委員5名

### (1) 委員

委員長	富家	佐也加	(弁護士)
委員	春日川	路子	(香川大学法学部准教授)
委員	天谷	研一	(香川大学経済学部准教授)
委員	塚本	秀和	(公認会計士・税理士)
委員	鈴木	達也	(香川大学創造工学部助教)

### (2) 市側出席者

外村財政局次長(契約監理課長事務取扱)、鴻上契約監理課技術検査室長、三浦契約監理課長補佐、茶本契約監理課技術検査室検査担当課長補佐、森岡契約監理課技術検査室検査担当課長補佐、石原市場管理課施設整備室長、坂本建築課係長、三好下水道業務課長補佐、吉岡下水道整備課長補佐、南部観光交流課観光エリア振興室長、大平建築課係長

## 4 会議の概要

### (1) 報告

市発注工事等の入札・契約状況などについて

#### ア 工事等の発注状況について

令和4年5月から8月までの工事及び建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

#### **工事**

一般競争入札 78件 公募型指名競争入札 58件 随意契約 5件  
随意契約(緊急工事) 9件

合計 150件 135億6,838万円

#### **建設コンサルタント業務**

公募型指名競争入札 45件 随意契約 33件

合計 78件 5億1,555万円

#### イ 指名停止の状況について

令和4年5月から8月までに行った指名停止等の状況について報告を受けた。

合計 3者

### (2) 審議(抽出事案について)

令和4年5月から8月に開札を行った工事等のうち、委員会があらかじめ契約方式別に以下の4件の工事等の事案を抽出し、指名の経緯などについて審議した結果、いずれの事

案も指摘に相当する問題点はなかった。

**抽出事案**

- ア 高松市中央卸売市場青果棟建設工事  
一般競争入札 建築一式工事
- イ 下水道取付管布設工事（西地区）  
公募型指名競争入札 土木一式工事又は管工事
- ウ 鶴尾処理分区外 1 処理分区実施設計修正業務委託  
公募型指名競争入札 土木関係建設コンサルタント
- エ 高松市塩江道の駅エリア（道の駅・温浴施設等）実施設計業務委託  
随意契約 建築関係建設コンサルタント

(3) その他

- ・ 次回の会議の日程 令和5年2月（予定）

5 質疑応答（要旨）

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>「高松市中央卸売市場青果棟建設工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応札者数が少なかったことについて、考えられる理由はあるか。</li> <li>・ 1 回目の入札金額は 2 者とも予定価格を超えているが、近年の物価高の影響を考慮しているか。</li> <li>・ 再度入札の際には、どのような情報を提示しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築一式工事の大型工事の場合、工期が長期となり、事業者はその間、確実に技術者を確保する必要があることや、手持ち工事件数の要件等も考慮していると考えられる。本案件と同業種同規模の工事においても、過去同程度の応札者数となったことがある。</li> <li>・ 予定価格の根拠となる設計金額の算定においては、最新の市場単価の刊行物を基に積算しており、できるかぎり最新の物価状況を踏まえ、算出している。</li> <li>・ 総合評価適用案件では、全ての応札者が予定価格を上回っている場合に再度入札を行っているが、1 回目の入札金額のうち、予定価格に最も近い入札最低金額を伝え、それよりも低い金額で入札することとなっている。</li> </ul>

・高額案件であるが、青果棟の移転まで、どのような流れで決まったか。

・移転後の敷地の利用をどのように考えているか。

・大型案件において、応札者数を増やす手立てを講じることはできないか。

#### 「下水道取付管布設工事（西地区）」

・事業量によって金額も変動すると思われるが、どのように予定価格を決定するのか。

・予算はいくらを見込んでいるのか。

・施工箇所を35箇所としているが、増減金額についてはどうなるのか。

・施工箇所の35箇所は、新築の戸数と考えてよいか。

・毎回この程度の応札者数になるのか。

・市場施設については、耐震性能の不足及び建物の老朽化が進んでおり、平成27年に策定した基本構想・基本計画に基づき、安全で新鮮な食品を提供するために行政がその責任を果たすべきことから、適切な衛生管理が可能で、機能性のある市場を新たに整備することとなった。同敷地での建て替えも検討されたが、技術的にも難しく、移転した場合と比べ経費も高額となることから、移転することに決定した。

・水産物棟の整備に加え、余剰地を利活用することも含めて検討している。

・応札者の見込み数から、市内企業だけでは競争性が担保できないと考えられる場合には準市内企業も含めるなど、地域要件を設定している。

・施工箇所を35箇所として積算している。

・予算は事業費全体として約8千万円を計上しているが、全てが本工事のものではなく、「東地区」の工事や、少額であることによる随意契約で行うものも含んでいる。

・最終的に設計書を見直し、金額が増減した分を変更契約している。

・お見込みのとおり。

・同時期に出された東地区においても応札数は3者となっており、同程度の応札者数

・ 応札額にバラつきがあるが、予定価格の推測は難しいのか。

・ 最低制限価格を下回っていても、しっかりした工事計画を立てていれば施工可能な場合もあると思われるが、どのように考えるか。

「鶴尾処理分区外 1 処理分区実施設計修正業務委託」

・ 応札者数が 1 者となっているが、何者を見込んでいたか。

・ 応札者数が 1 者となった要因は何か考えられるか。

・ 平面図では、業務委託箇所が離れているが、この間はどうかしているのか。

「高松市塩江道の駅エリア（道の駅・温浴施設等）実施設計業務委託」

・ 基本設計を行ったので随意契約となったとのことであるが、基本設計の段階で他に候補となる業者はあったのか。

・ 塩江分院の発注が別でされているのはなぜか。

となっている。

・ 本工事では、管の調達具合や、資材の高騰等の様々な要因により、業者間で差が出たのではないかと考えている。

・ 国においては、最低制限価格制度はなく、全て低入札価格調査制度となっており、本市の発注の中での適用範囲については、今後の検討課題としていきたい。

・ 応札可能業者は市内企業で 5 者を見込んでいた。

・ 実施設計の修正業務委託ではあるが、前回の設計と同じ業者もなく、各業者の事情により、応札者数が 1 者となったものと思われる。

・ 既に施工が完了している。

・ 基本設計においては、建築関係及び土木関係の必要な業務の実績を有する企業による設計企業体を地域要件なしのプロポーザル方式で広く募集を行ったもの。

今回は、その建築関係の実施設計を行うものである。

・ 病院事業は企業会計であり、発注者が病

院事業管理者になるため、別発注となっているが、基本設計の内容を踏まえ、統一感が保たれるような形で発注している。